

透析中止患者の権利

許容の提言案、学会公表

東京都の公立福生病院で平成30年、人工透析をやめると申し出た腎臓病の女性が中止後に死亡した問題で、日本透析医学会(理事長、中元秀友埼玉医大教授)は20日、末期がんなど「人生の最終段階」にある患者ではなくても、一定の条件を満たせば申し出を受け、透析中止は許容されるなどとした提言案をウェブサイトで公表した。

今月26日までメールでの意見を受け付けるほか、2

月16日に東京都文京区の東京医科歯科大で公聴会を開く。同学会は3月末までに取りまとめたいとしている。

提言案は「最終的な意思決定は患者の基本的権利」と明記。透析を続けさせる努力をした上で、患者と家族、医療者が合意すれば「透析を見合わせることも許容されるであろう」とした。

中止すればつらい症状が起き、透析の再開も希望で

きるがすぐにはできなかったり、死亡したりする恐れがあることを説明すべきだと指摘。患者と家族から中止の確認書を取得するとした。

中止決定後も、受診時に

は患者に透析の必要性を引き続いて説明するよう求めている。

透析医学会は「提言をどのように使用するかは各施設の判断にゆだねる」としている。